

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登録番号
中里建設株式会社	栃木県佐野市栃本町1051	892407

2 指名停止措置期間

令和4年5月14日 ～ 令和4年6月13日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

中里建設株式会社は、令和2年8月26日、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において、作業員が死亡する事故を発生させた。この件について、同社及び同社従業員は、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所から、それぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる（不正又は不誠実な行為）第8項（1）に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
第2条別表 8 不正又は不誠実な行為	
(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上9月以内
(2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上12月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部管財課契約係  
ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
電話 029-273-0111